



観光客で賑わう道の駅に隣接するフードコート (8月13日)

第2回定例会概要	2~3 P
一般質問	3 ∼ 7 P
執行方針質疑	7 ~ 11P
研修会報告	11P
議会の動き	12 P

令和4年第2回定

令和 4 年 6 月 17日~24日

例会は、 び教育行政執行方針が町長 社の経営状況について報告 での8日間と決めた後、 ました。 及び教育長からそれぞれ述 令和 4 年度町政執行方針及 を受けました。 計算書及び株式会社振興公 政報告、 べられ、 われた後、 1議員による一般質問が行 会運営委員会報告があり、 会期を17日から24日ま 教育行政報告、 6月17日に招集さ 第1日目を終了し 繰越明許費繰越 引き続き 議 行

その後、 件の計9件について総務常 執行方針に対し1議員から 町政執行方針及び教育行政 正予算4件、 計補正予算及び特別会計補 質疑が行われ、町長及び教 しました。 育長から答弁がありました。 一委員会に付託され 部改正4件、 令和4年度一般会 条例の制定及 その他1

和4年第2回町議会定 を終了しました。 全ての日程を終え、 いて原案のとおり可決し、 出による意見書案1件につ しました。その後、 の結果、原案のとおり可決 可決した後、 告がなされ、報告のとおり から「原案を可とする」 算等9件について、 令 務常任委員会に付託された 和4年度一般会計補正予 3議案を審議

条例の制定

○南富良野町住宅建設等促 促進条例 進及び危険廃屋解体撤去

第6日目の6月2日は

ため、 廃屋の解体等に係る経費の 共同住宅の建設、また危険 建替え、リフォーム、賃貸 部を助成するものです。 移住・定住の促進を図る 住宅の新築や購入、

条例の一 部改正

○南富良野町国民健康保険 税条例

の影響による課税限度額 新型コロナウイルス感染

最終日の6月24日は、

総

症

とするものです。 減免の適用期間を1年延長 の引き上げ、 令和4年度までを対象 及び保険税の

委員長

報

○南富良野町介護保険条例 新型コロナウイルス感染

症の影響による保険税の減

るものです。 令和4年度までを対象とす 免の適用期間を1年延長し

議員提

○南富良野町道の駅を核と 置条例 したまちの賑わい拠点設

定例会

のです。 に伴い文言の整理を行うも 駅設置条例」に改め、 名称を「南富良野町道 それ 0

その他

○北海道町村議会議員公務 災害補償等組合規約の変

○北海道市町村職員退職手 ○北海道市町村総合事務組 当組合規約の変更 合規約の変更

よる変更です。 務組合が加わったことに それぞれ、上川中部福祉

○南富良野町過疎地域持 変更 的発展 市 町 村計 画 の

部 続

なもの 般会計補正予算の主

するものです。

マンドバス購入事業を追

加

バスの老朽化に伴い、

デ

委託料 自 化ネットワー 治体情報システム ク機器 更 強 改 靭

行政手続オンライン手続 基盤整備委託料

924万

円

住宅建設等促進事業費 1385万円

2260万円

生活応援券事業費 2547万円

医療対策協議会負担金

町

プ事業補助金 産地生産基 盤 1940万円 パワーアッ

付金 Щ 間 地 域等直接支払交 3260万円

中

道営草地 畜 産 基盤整 8 5 1 備 万円

業負担金

金 山

地区

コミュニティセ

638万円

高等学校校舎耐震改修及

国

町

3423万円

び大規模改修工事実施設

③

6350万円 耕作条件改 ンター 外壁改修及び塗装

閉会中の継続調査

幾寅地区

農地

善事業費

多面的機能支払交付金

2628万円

3654万円

後

1284万円

調査をすることとしました。 4件について閉会中の継続

り方について

かなやま湖森林公園内に 道の駅再編整備について

について おける民間事業者の活

道の駅再編

整備に伴う公

額

393万円

4411万円

1459万円

8億8054万円

1529万円

水源林整備委託料

補

有林整備委託料

正

43億8899万円

2億8077万円

3億1196万円

1億9831万円

1億3764万円

54億4585万円

3885万円

8933万円

4004万円

園整備工事

南

富

良野町管内街路灯L 1億3200万円

補

正

8億1791万円

D設置工事

河川防災ステーションに

新たな公共交通体系の在 総務常任委員会では次

十梨別橋外

4

橋梁補修実

800万円

計

計

施設計委託料

~議決された意見書~

中学校体育館外壁塗装

般

保

道

水 道

合

診 療

水

立

共 下 8980万円

令和 4 年度各会計補正予算

民健康保険事業特別会計

特

業 特

業

計

特 別 会

後期高齢者医療事業特別会計

事

険

所 事

東幾寅線整備工事

4020万円

슾

別

別

特別会

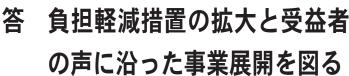
会 計

び屋根防水補修工事

▶森林・林業・木材産業によるグリーン成長に 向けた施策の充実・強化を求める意見書

※議決された意見書は、議長名でそれぞれの関係 機関に提出しています。

に対する



であり、

町と受益者で協

となっているが、堆肥投入

については本来補助対象外

ち町が25%、

は国が55%、

地元が45% 受益者が20%)

<u>う</u>

をどのように捉えているか



酒井 般質問 年夫 (要旨) 議員

1 農 事業につい 地耕作条件改善

町長 のさらなる支援をというこ 改善事業については、 ている。 ており、 は1億6千万円で計画 産者数は12戸、 況について伺う。 の後の対応と事業の進捗 とを申し上げていたが、 の定例会において受益者へ 害復旧対応の農地耕作条件 徐れき、堆肥投入となっ 本事業の実施予定 幾寅地区における災 工種は暗渠排水、 制度上の負担 全体事 3 月 割合 [をし 業費 生

が受益者6件で、 3年度において、 約80%が完了、 事 業の進捗状況は、 全体計 暗渠排 客土 は 令 画 水 和 事業を開始している。

をすることで、

昨年

度

折半で50%負担の

支援 から

間

肥投入は受益者2件で約20 進捗率は 万円で、 タール、 14 令和3年度合計で、 %がそれぞれ完了しており なっている。 者 5 件 受益者3件で約30 実施 件で約50 全体計画に対する 事業量で約40 事業費が5840 面積19・8ヘク % 受益者 % 徐 % と ħ 堆 き

受益者2件、 排水が受益者2件、 となっている 者2件、 実施計画については、 業費が2620万円の予定 施面積3・8ヘクタール、 伅 現時点での令和 合計で受益者6件、 堆肥投入が受益者 徐れきが受益 4 客土が 年 暗渠 度 事 実 0

復旧をしなければならない ハンディを抱えている農家 いると認識している。 などで大変な状況を迎えて 産資材やエネルギーの高騰 年前の災害による圃場の 農業生産者については、 をしており、 の軽 ては、 減 さらなる受益 (措置は必要と 受益者と 特に 生.

> せていただきたい。 定例会に関係予算を提案さ 協 の措 議 も行 を講 17 早急に負 9 月 担 0

0

あった。 で黒土を入れているが、一 る。 のような土を客土としてい らに余計な徐れきの経費が がひどい砂利混じりで、 入れたのが大きな間違いで ることに非常に疑問を感じ 黒土なら何でもいいのか、 かかってくると聞いている。 が大きく、 部の受益者からは経費負担 措置として最初に火山灰を 災害後 それを今回の事業 運ばれている土 圃 場 の 復旧 そ さ

のか。 るし、 かり聞いて、 踏まえて受益者の声もしっ どのような答えをしている する、検討し直す、やめよう が、これに対し行政として 農家の声が来ていると思う と思うといった声が出てい らは今回のこの事業を延期 そういう中で、 担当課にもそういう 令和3年度の結果を 行政ができる

> るような農業行政の進め方 という位置づけを明快にす が 進めていただきたい。 も をやってほしい。 我が町の基幹産業である のを明快にした上で取り 農業

町長 問題であり、 に届いて 議会でしか聞けない、 きたいと考えている。 て負担軽減措置を講じてい 断 業や土地改良事業と同様と 分については、 などといった話をこういう いうわけにはいかないと判 また、 Ĺ 令和3年度分も含め 本事業の受益者負 客土に砂利が多い いないというのは 本当に情けな 他の道営事 中枢

受益者か 民 の皆さんの声をじかに聞 今後は私が自ら動いて住 申し訳なく感じている。

姿勢の て行政の推進に取り組んで だけでは いく決意である。 か せてい 町職員全体がそういう 下で、 なく特 ただき、これは 真剣味をもつ 別 職、

る。 受益者から2件の中止の申 入れについてお聞きしてい 産業課長 客土については、

担

をしてもらいたい。 業者に血の通ったやり取り 実態を十分に踏まえて、 はもっと現場に足を運んで が出ると思われる。 に中止や延期をする受益 このままだと、 所管課 さら 農

を各課長はじめ職員はもう 民あっての行政ということ この件に限らず、 度肝に銘じてもらいたい 常に住



課 長 私 2 道の駅周辺 製談合のその後について 整備に伴う官

等について、 ることがほとんどないのか。 な取組をしているのか。 ないのか。これはどのよう 前だから一切触れられて ているのか。 の弁護士等から指導を受け ②前理事者に対する弁償金 されること以外は報告でき 足ではない の説明不足、 思うが、 よりも情報を持っていると との声が多い。 からの情報の提供が少な 情報が不足しており、 不祥事については 1 やはり行政として 今回の官製談合の か。 現状で町村会 住民に周知不 裁判前、 新聞で報道 行政は我々 判決 行

なっているのか。 況と、現時点での評価はどう 向けた取組の3点の実行 その中で職員の信頼回復に に現在まで実践されたのか の具体的な取組がどのよう 組が広報に掲載されたが、 ③官製談合防止に向けた取 そ

公判が ては、 渡されるという予定と聞 名については公判が開 ている。 日と7月 れており、 被疑者3名、 7 3点について伺う。 開 月 11 また前町長 11 その後の経過とし かれる予定と新 日に判 それぞれ7月4 日に第 このうち2 決 れについ が言 1 口 始 聞 0

> とになるかと思うが、 ②これは損害賠償とい

この ・うこ

者の ているところである。 判の傍聴をすべきとの いので、 細については私も承知 を受け、 しており、 町 事実を確認するため、 まだ結審になっていな らしては弁護士に相 公判を傍聴し、 最 職員が2人の被疑 まずは事 終的に結審にな その詳 件 ただ がをし 助 .. の 裁 詳 談

> ている。 があると今の 応 してい 告 か 説 なければ 明 点では考え をする必要 11 け な

あり、 か等、 のか、 取り進めていきたい。 害賠償の相手が3名になる しているところである。 ら、弁護士とも協議、 方をしっかりと踏まえなが 取組については、 非常に難しいことも 助言をもらい 損害がどこにあるの 裁判の ながら 相談を 損

で報道がされている。

てくると、 する対処について、 この辺がしっかりと決まっ でくる話になることから、 から返事をいただいておら して国の補助金や起債に対 様にも相 していくことになると思う で、 この これも損害賠償と絡ん その 損害賠償に絡む分と 談をさせてい 合わせて対応を 際には議会の皆 まだ国 ただ

らかの

形でお話しすること

れば細かいことも含めて何

ができるかと思っている。

今は

判

. の

傍聴等により

0

詳細を把握している

にして マニュアルについては4月 決めをして、 後は厳重に保管する等、 理 定 備 7 対 密情報の管理徹底とし いるところである。 にて内容の確認を今行って に原案を作成し、 いる。 Ų 価格調書は会計課長で管 については、 象とした研修会を実施 設計書は副町長 町 また、 長は見ない 談合情報対応 入札関連 制面 課長会議 Z 決裁 決裁 の 予 取 秘 整 L

指 の整理整頓等、 プレートの着用、 も含め、 取 導をしていきたい。 組として、 信頼回復に向けた基本 挨拶の励 襟を正す部分 しっ 行、ネー 事務所内 かりと 的 4

傍聴に行って、 が に 回 以外の2人については第1 1) いということを申し上げて てほとんど情報の提供が ら議会に対し報告がないと . る。 出ている。 結審されると新聞報 の公判が終わって、 少なくても前理事者 ① 住 民、 ここへ職員が 議会に その経過 7 月 道等 対 な し

> ものは お考えなのか。 る。そのことについてどう 務怠慢と言いたくなってく いう疑念を持っている。職 政としていかがなものかと いということ自体が私は ないのだから、 ないというの いうのは不遜である。 も含めて結審まで出 非 、公開、 か。 報告をし 秘密会じゃ 公判その 前 行 な さ

ては聞かせてもらう機会が ②損害賠償、これは今後、 あるべきと思う。 問題である。 何も分からないというのは とは思うが、議会も住民 イスによって変わってくる 村会の顧問弁護士のアド 経過等につい ŧ バ ⊞т

識論の話で、うちの町の行 ③このようなことは一般 的に物語っている。 しなかったということを端 政職員の規律が非常にだら 常

かせてほしい 何色か違うものがある、 なのか、 ていただきたいのだが、 ネームプレートはぜひ 変えた理由 も 差 誾 つ

> 果的には1人1人の資質の 欠如であ 役職に対する責任、 の欠陥であり、 問題で、 さんも百も承知のはず。 談 合が 、これはうちの行政 悪い というの 職員として 役 割 は 結

いる。 皆さん方の責任、 るのなら感覚がずれている。 それを皆さん方は拒否して けてくれるのも大事なこと くれる住民が気軽に声をか 自ら動いてと言うが、 ンにできないのか。 ウトしている。 あれでは住民をシャットア ラス戸から板張りになった。 いて、とうとう町長室がガ 口出入りが盛んに言われ 今 ここ七、八年、 回の それをよしとしてい 問題は、 なぜオー 町 役割 特別職 長室の 町 来て 長は の プ 欠 て

れは内部の 簡単に官製談合できない。こ かり職員指導をしていたら これは町長、 見ぬふりをした結果である 如、それから自己保身、見て 住民の目線に立った行 たがが緩んで 副町長がしっ

されたときには、

法的

③再発防

止

に向け

た意識 全職員を

0

徹底を図るため、

ですべきことはきちんと対

5

政の取組でない。

させていただく。 公判で聞いてきたことにつ 体的には、 は知るべきと思いますし、 会期間中にでも情報提供を いては示せるので、今定例 お話しできるかということ。 まったとき、どういう形で 結審で事実 てある程度説明をするには ているつもりはない。 当然こういった経 1 まず公判に関する 町民の皆様含め がきっちり決 全 隠 過

町長室の壁については、

私

町 長

私も管理職も含め、

こ

だきたいと思うが、 ②損害賠償に関しては、 りと機会をつくりながら報 も前町長の 律に基づいてやらせていた 決定までいきませんので、こ いて、どうするという方針 告をさせていただきたいと 経緯については、しっか この3人の部分につ 公判が始まらな 何より 法

問題、 ③談合含め に対して言われているの :別職含めて41 これは て職 私の一般職 員 年間 の資 この歩 質 か 0

> ばご指 思っている 襟を正していくしかな できていないところがあれ り改めていくしかな だと思う。これからしっ 摘をいただき、 また いと が

話を聞 わけで、 ベートの部分の時間もあり、 り、 が、 政策に反映をさせて 私もともかく足を運んでい な、 んに来ていただくな、 たところである。 戸の不具合もあり取り替え そういう姿勢でいる ろいろな方からいろいろな 長室ということではなく、 いですし、逆に町長室、 わせて、 い意味ではなくて、 トに聞こえてくることもあ が副町長時代に替えたのだ なんていう姿勢ではな 町長室の声がダイレク 町長としてもこれは悪 いて、 決して町民の皆さ 副町長の分もした そしてそれを それに合 プライ 副町 来る

と思うが ればいけないということだ 全般的に綱紀粛正しなけ その部分につい

> ては 要請して めたいと思う。 ういうことで信頼回復に努 員にも考えていただく、 ら 理 実践し、 職 しっかりとこれ 体となって考えなが いき、 職員にも協力を も う 一 から管 度職 そ

色、 で、 で、 ここに書いた字を覚えてい 総 分けてみました。 たか分かりやすいかと思い レートの色で、 えていなくても、 くなく、名前や役職まで覚 にさせていただいたところ い管理職に黒、 たということであればと思 なくても、黒だった、茶だっ 作成をした。 を作ろうということで今回 レートがくるくる回るもの 務課長 差別というつもりは全 女性職員に白という形 なるべく回らないもの 前 住民の方も、 0) 一般職に茶 ネームプ ネ 1 Δ プ

住民が入ってきたら、

ろが役場なんて聞かさない すかと、声ぐらいかけられる ようにしてください。 い。一番行きたくないとこ ような職員になってくださ

誰が対応し 酒井 復、

労さまです、どこにご用で 挨拶ができるような職員に、 きちんとやっていただいて、 もう一度綱紀粛正 ご苦 を

う決意で、この任期を全う そういうことも含めてしっ で議論し、何よりも信 のか、改めて課長会議 け止めていただいて、どう していきたいと思う。 かりと襟を正していくとい 候補させていただいており 私も責任を感じて町長に立 らなければならないと思う。 わったと言われるようにな いうやり方がさらにできる れはしっかりと職員にも受 町民の皆さんに役場変 役場の職員は、

はっきり申し上げておく。 識である。このことだけは らない、 感じていない、 に対する責任の取り方を知 責任ということを 本当に非常 仕 事

③ごみの収集委託業

ついて伺う。 セス、入札状況及び内容に の替わった業者決定のプロ が替わったようであるが、 を契機に、ごみ収集の業 今般の本町 の 不 祥

町長 ては、 ご意見をいただいた。 様の措置を取らざるを得 事業者が2年間の指名停止 り守ることが前提、 ている職員の雇用をしっか いと考えるが、まずは働 の措置を取ったことから、 るまごころ企業組合につい 各種町の業務を受注してい は、ごみ収集業務をはじめ 委員会の 3 月 同 際 様に逮捕 10 議員各位 H 0 され 総 務 た工 から 7 常 同 う な 17

の中 頼

口

たところ、 維持しており、 分かり、 雇用が維持できない を剝がしてし 務も行うことで通年 かに公園管理などの各種業 は職員がごみ処理業務 表理事から 一方、まごころ企業組 対処に苦慮 新たに就任した まうと全員 この してい ままで 状 0) 業務 用を 0 ほ 合

域にあ 全員 名して入札を執行させてい 要になることから、 ると大幅な予算の追 予算で組んできており、も 確保を最優先に考え、 れたとい 社の代表者にその旨 があり、 社に引き継い ただいた。 にKON産業有限会社を指 し民間業務に移行するとな いては過去から賃金中心の にごみ処理業務の委託につ したところ理解を示してく は 施してきた業務 木 雇 町としては全員の 0 [難であり、 用 る K で維持していくこと いう相談 用 KON産業有限 が可 О でもらえれ N産業有限 能との が町にあっ 企業組 を同 最終的 加が必 丘を説明 さら 雇用 じ地 合が

31 は5月1日から来年 務を実施し、 うことで直営でごみ処理業 とから4月は臨時職員とい 注までに時間がかかったこ 日までとした。 このような経緯により、 入札の状況については 委託業務期 。 3 発 間 4

> は 97 月 19 による指名入札で、 ・4%である。 日に入札を行 17 落 札率 1 社

ない。 てきて入札しなければなら いつの はないか。 ているのは、 合のいいように理由づけし 受けると聞いている。 今の職員を含めていつでも れないが、 請負と同じく指名願いが出 なのだから、本来なら工事 処理はこれからも続く事業 を踏もうとしている。 惑だけでそうなったのでは 今回の官製談合の仲介役を ロセスが誰も分からない。 組合が行っている。 だからと結果的に目先の都 経費は多少高くなるかもし ないのか。 大事にして、 合から振興公社に、 他の企業に出しても 間にかまごころ企業 時 今回また同じ轍 雇用については 幾寅の 前理事者の思 行政の甘さで そして そのプ 企業組 地元 ごみ

た談合を生みやすい地域限 公園の工事もある中で、 後も道の の 再 F整備や ま

> 二度と踏まないという意思 を示してもらいたい。 か。こういう不祥事が 定型入札をやるのではな こった後だから、 この轍は 起 (1

町長 ことで、 61 はないとさせていただきた か 下でのことで、 であり、 ことで入札を行ったところ ある事業体にお願いをする に全員の雇用を守るという 費 等になると当然利益追求に だけを分離することが きた実態があり、 がらトータルで運営されて によって、 務に回るなど、 る職員も多忙時には草刈業 は、 なるため費用的に大きな経 いことと、 りと襟を正して、 がかかってくる。 ごみ処理にあたってい まごころ企業組合で こういった経緯の 同じ下金山地区に 一般の清掃会社 やりくりをしな そこはしっ 業務の都合 この部分 そうで 最終的 難し

については今後において談 する話があったが、 また、 道 0 駅 0 Ī. この件 事 に 関

行政を進めてもらいたい。

もしており、 入札で行うことなどの検 域限定型ではなく一般競 う、大型工事については地 合につながることがない

さん方、 れば、 のは明白である。経費が余 酒井 もそのことを徹底しながら 決して二の轍は踏まないこ 疑いの目を持たれないよう、 チェックをさせてもらう。 ては毎年厳しく委託 理由の一つということであ 計にかからないというの 会社の利益の話が出てくる して当然事務費がかかる等 みたものの、 主体の予算金額で始めては はなく有限会社であり、 受けたところは企業組合で いずれにしても、住民に 町長はじめ管理職の皆 このごみ処理につい 今回ごみ処理業務 肝に銘じて、 職員に 料

の

明していきたいと考えて 今後、企業と 機会を見て説 賃金 が 討 争 ょ

援事 コロナ禍に 工業につい おける て る支

のか伺う。 担増がない 以外の全住民は燃料費の負 するのか。 定し燃料費の負担増と判 体的にどのような場面 援金を措置するとあるが、 料費等の負担増に対して 商工業者に と判断してい また、 対する 商工業者 「を想 具 断 支 燃

町長 コロナウイルス感染 方創生臨時交付金 本 制 度 は、 国 事 症 0 業の 対応 新



におい 0万円の配分がされている。 た事業で、 ことを目的として創設され 図るため、 受けた事業者の負担軽 料金を含む物価 けた生活者、 趣旨に基づい きめ細やかに実施する て燃料や電 本町には320 地域の実情に応 同様に影響を て、 一の高騰を受 コ 口 ガス 戸減を ナ禍

スも考慮して、 基づき、これまでの給付実 援をしようと決めさせてい 子育て世帯に手厚い を設けており、 子育て世帯にはほかに基準 高齢者で町民税非課税世帯 ととなっている。このほか 配布は漏れなく該当するこ として1人当たり5千円の 燃料費を含めて生活応援券 ただいた。また、 支援金を5万円とさせてい 績や他の支援金とのバラン 町ではこの事業の趣旨に 高 一齢者で低所得者 1事業者の 結果的には 住民には い形で支

対象だからよい。 生活応援券は、全世帯 問題なの

> か。 行くのか。 料等、 いる。 () る。 業者だけに明快に限定して は燃料費の負担軽減を商工 ピーター券も商工会員にも 生活応援券も飲食 その根拠が明確ではな 物すごくかかってい 農家だって機械の燃 不公平ではない IJ

町 長 境であり、 業という国の趣旨に沿って の2年半は本当に苦しい環 実施するものである。 今回のさらなる交付金事 商工 これを踏まえて 業者にとってこ

給する。 ては、 であり、 て応援券は出すという制度 付を受けながら、 事業所としての5万円の給 課税世帯の事業者がいれば して交付する。 もいなくても1人個人に対 あくまでも事業に係る負担 設計になっている。 事業者に対する5 事 業をやられていて 生活応援券につい 事業所に現金で支 高齢者で非 個人とし 万円 は

なるのなら、 全て商工会員も対象に 平等性がない。

じる。 り論議させてもらう。 れ ħ どこまで皆さん方が論議さ たのか、 施政方針としてうたわ さらに予算でしっ 非常に疑問を感





足腰 りについて の強い 農業 づく

整理、 業が行われ行政も多大な支 るのか。 化 良事業が終わって何年にな るのか。 業だが、 対象の国営農地再編整備事 かつて国営土地改良事 農地の大区画化 金山地区、下金山 (地計画の策定とある また、 今回は農地の区画 対象農家は何戸あ 国営土地改 畑地 地区

> 援も行い、 のか伺う。 のような負担が予定される 者の負担が伴うと思うが、ど 備事業に行政の負担と受益 わらせたが、 る分担金の返済もやっと終 受益者も多大な 今回の再編整

か

町長 営土地改良事業は 計25戸である。完了した国 で 5 戸、 年経過している。 に完了しており、 年から開始され、 対象農家は 下金山 地区で20戸 昭和54年 今 年 で 43 金山 昭 和 40 地 区

ら、 いると感じている。 含めて、 声が高まり、それであれ けた水田の大規模化を望む る管理作業の負担増 ればいけないということも うに土地改良事業をしなけ きちんと収益性を上げるよ この地区の対象生産者 生産コストの削減に向 用配水路の老朽化によ 機運が今高まって への対 ば か

ち本町は342ヘクタール 全体で2243ヘクター 整備計画の概要として、 受益者戸数231戸、 地

> 円を見込んでいる。 受益者戸数は25戸である。 ラインと承知している。 地元負担、 18 ・ 3 ※ で、 は現時点で国が75%、 を合わせた全体で490 ていくが、 事業費については が一つの制度上のガイド 受益者が2・7%という .調査を得て積み上 このうち 南富良野と山 残り6・7%が 今後 町 負 (担率 が 4 道が 億



担 に 手対策につ 11 て

か伺う。 者の 年度、 つもりがあるのか。 組織を作り取り組んでいく 事項ではないか。 担い手を育てていく重要な うことが、 うな内容で何回行われたの むとしたらいつから行うの 話し合い、 農業者の仲間づくり、 若手農業者、後継者の研 集まりを定期的にでも 継続性を持たせ、 研修につい 令和3年度にどのよ 若手農業者、 農業振興として 相談しながら行 て、 行政とし 農業後継 取り組 令和 共に 若手

町 長 開催したが、令和3年度は 継者との意見交換会を一度 係機関の ことができなかった。 新型コロナウイルス感染症 業視察研修及び交流会を併 農業経営者及び後継者、 年度においては、 大防止のため、 令和2年度は農業後 おおむね50 担当者等で道内農 実施する 6歳以下 11 月を 令和 関

> きたい れからしっかり検討してい せた形でと考えているが、 Z

ついて、 でいく。 離れていると私も感じてお 行政と農業者の距離が随分 町としてはこの事業に 継続して取り 組ん

立につい 新たな交通体 系 の 確

ている。また胆振線では、 別町長が発言している。 期投資の金が底をつき、 という危惧をはっきり示し 行会社への赤字補填を想定 については、月形町長が国 根拠は。 要とのことであるが、 は毎年10・9億円の経費が必 スが廃止になる状況と喜茂 からの初期投資が、 に伴う実態として、 し、20年間もたないのでは 鉄路を存続 また、昨今の させるに バス運 札沼線 廃線 その バ 初

首長さん方は、 倣ったものと思うが沿線の 富良野〜新得間は初期投 の 金 額 など、 どこまで真 日 「高線に

> な協議、 線 伺う。 道、 が、 剣に捉えているのか。 後の取組について考え方を ないような対策、方策をJR 首長としての覚悟と、 胆 沿 線関係市町村と十分 振線の二の舞になら 論議が必要と思う 札沼 今

町長 億円、 だが、 費5億円、 億円から運行収入0・6億円 今後20年間で想定される土 車両の検査・修繕費1・1億 としては人件費1・4 基に算出 を差し引いた金額が10・9億 木構造物の大規模修繕1・1 線路・橋梁等の維持修繕 固定資産税0・2億円 平成27年度の収支を 年 般管理費等1・1億 間 されており、 減価償却費1・6 10 9 億円の根拠 億円、 内訳

ては た他の町村の実態、 念ながらバス転換をするか 満もあ 念されること、バス転換し (営化後の国の対策に対し 私も議員と同様の不 り 不安もある。

> つつある状況である。 ないという選択に変わ 0

最終的 61 のご意見もいただきながら 事にもなりますので、 村で共有し、 村の実態も含めて、 合の懸念されることや市 されるが、バス転換した場 な判断に向けた議論 今後は4市町村で最 な判断をしていきた J R と の 4 mが開始 議 交渉 終的 市 会 町 町

円である。

バス転換にした場合に懸 国鉄の

> あるが、 にしても、 からお願いする。 配が少しでも減る努力を心 いながら、 4市町村、 響が大きい。 対する意識に大きく違いが 新 得それぞれがJRに 富良野、 うちの町が一番影 後 同じ廃線になる 意思を尊重し合 なるべくなら 々へ向けて心 南富良野、 占

リズムの推進について アドベンチャ ツ I

を利用したアドベンチャー ビジョンを令和4年度に作 策方針では か非常に不安に感じる。 でいくということがあるの 体をつくってでも取り組ん がら一つの組織として、 根を下ろして一致協力しな ングの皆さん方がこの地に 当にどうなのか。ラフテ ツーリズムということで本 の観光の一環として、 成すると述べているが、 見据えた目標や方向を示す るには、 本町の観光振興 3年から5年後を 観光担当専門 自 を 寸 1 然 町

東鹿越駅でバスに乗り換え

方を伺う。 するが、 とっていただくことを期待 分理解できるような体制を の観光の在り方、我々も十 会がスクラムを組み、 み取れるので、 職員のほかにも数名入れ、 仕事に携わせると読 首長としての考え 行政、 観光協 本町 そ

町 長 とし まる、 そういった中で、 組みが大事だと思っている えており、 備事業で複合商 光の柱にしていきたいと考 アドベンチャーツーリズム いったアクティビティー ラフティング、カヌーと 光協会にやってもらうこと トップで観光客の窓口 宣伝もし と核となる部分が整備され ホテルもオープンする。 月に開業し、 て、 道の駅を中心として泊 遊ぶ、食べる、そこに 今回、 提案があり、 南富良野らし 策定が必要だと職 ながら、ワンス これからの マリオットの 道の 業施 駅 観光 今年度 設 再 が 「も観 取 7 編 観 を 4 整

> 度からその 中に策定 考えてい て取組を進めていきたいと ビジョ できれば来年 ンに沿っ

地域としての 61 いくようにつくっていきた つの経済活動に結びついて やっている方もいる。 イドをやりながら宿泊業を 方や空き家を買い 会にも参加してお には家を建てて住 ラフティング 地 0 域 取って 振 り、 h 方 でい 々 自治 落合 0 ガ る 中



1) 振興公社の経営に 7 つ

続け、 部門、 るべき姿を示すべきと思う 興公社の今後のあるべき方 の意識をしっかり自覚し、 るのか、 赤字をいかに少しでも抑え 管理料の削減、 ているのではないか。 興公社そのものが限界に 途半端な体制のもと運営を て経営の方向等について中 憶 向については聞かされた記 ごとに聞かされているが がない。 町長の考え方を伺う。 今日まできており、 設 農産加工部門につい <u>寸</u> 社長以下役員がそ 振興公社の宿泊 目 的 宿泊部門の はことあ 指定 あ 振 振 る き

町長 振興公社 5 する答申を受けて で振興公社の経営改善に関 の見 力が必要と考えてい 成27年の議会特別委員会 てきているが、 雇 用の維持に努め 直しや廃止 振興公社については の守備範 引き続き 囲を見直 をしなが お ながら り る 事

> いくということではない。 も振興公社で守ってやって いと思っている。 の守備範囲から外してもい されるのであれば 可 うことで、将来性や発展の ている事業が公社以外で行 のは雇用だと思う。 大事にしなければ するかを考える上で、 る か、 今の 能 性が 今後の在 公社運営をどう変え かあり、 り方 雇用が維持 今、 何が何で 振興公社 ならない 7をどう 担っ まず

駄目 7 17 0 言ってそのとおりに 様や議会の皆様方がどう思 事業につい いく。そして全ての公社 あれば移行に向け努力して いただけるようなところが がら、どこか民間でやって 営にしっかりと取り組みな ラーチと保養センターの ろい では は、 か れ 今後のあるべき姿につい ないのだが、ともか と言われたら廃業する るの なく、 まずはログホテル ろな課題はあるが か、 ては、株 議会の皆様 私 が勝 になるも 主の皆 手

> 張ってい きたい

かに、 徹底してほしい。 見聞きして、指示するなど 町長も現場へ行って様子を ができるのか、 べきなのか、 公社の職員として何をやる て公費がつぎ込まれている 指定管理 してほしい。 貸し付けや補助とし 興 料を払っ 公社には また、 行政として何 真剣に論議 、町長、 て 多 (1 るほ 額 の

文化財につい て

頑 に 0 運 教育長 の披 た体験会を開催して、 に保存会と連携し 員会としては、 要であることから、 広い方々の理 うに存続、 え教育委員会としてどのよ いないが、 について一言も触れられて 文化財である「幾寅獅子舞. 酒井 皆さんに、 考え方を伺う。 露 本町のただ一つの この伝承には、 用具の展示と 継承していく 後 2解と協 継者難を踏 より身近に感 昨 て、 年 力が必 0 教 演舞 育委 町民 いいつ 2 月 無形 幅 の ま

今後も保存会と協議しな 今後も保存会と協議しながら、町唯一の無形文化財がら、町唯一の無形文化財

酒井 町の唯一の無形文化 西のに触れないということ るのに触れないということ は、私は心外である。あの幾 は、私は心外である。あの後 は、私は心外である。あの後 は、私は心外である。あの後 なが、最低でも2つあるはず。 それを返せとは言いません。

くらせること。との一覧表は、きっちりつ補助金を出して買ったもの

しれない。
教育長として内部でしっ
教育長として内部でしっ



冢庭教育について

教育ではなく家庭教育とした着」「望ましい生活リズムの信が、これを学校のではなりではなりではないないを活りではないで「家庭学習習慣の定された。

が変わったのか伺う。のか、最近、家庭教育の定義て今の教育委員会は論ずる

教育長 うことは、 携して家庭教育を支援する ことになるが、 ことが求められている。 習 時代とともに、 庭と学校、 0 0 な施策を講じるよう努める れらを支援するために必要 しつつ、 の家庭教育の自主性を尊重 その中で、 という規定が設けられた。 育基本法の中で、 2006年に改正された教 7 く環境が大きく変化してき ているなど、子供を取り巻 ていないと私も感じている。 いうのは保護者にあるとい 育については、 ムの定着とか家庭学習習慣 定着、 中で、 の機会や情報の提供、 いるという状況にある。 不在で過ごす時間が増え これは学習という 第 望ましい生活リズ 保護者に対する学 行政はそれぞれ 地域が互いに連 今も昔も変わっ 一義的な家庭 子供が保護 その責任と 本町では家 家庭教育 Z そ 教

きている。も朝活事業などを実施してという取組みとして、子ど

開している。

「私などの団体とも連携を
にくということで事業を展
にということで事業を展

うだが、 れは疑問である。 持っている人間にしたらこ わろうともこれは変わらな 家庭教育であり、 ための方策を勉強するの での一員として生きていく ら、地域で生活していく上 とは違う。いろいろな人か 中でやる事項で、 習習慣、これは学校教育の 酒井 学校教育との認識 些細なことを言うよ 家庭学習と家庭学 家庭教 時代が変 を が

十分議論してもらいたい。しい。教育委員さん方とも使ってチェックを入れてほを出すのだから、神経を少なくとも教育執行方針

研修会参加報告北海道町村議会議員

た。 が参加しました。 された研 と題した講演を拝聴しまし 勢分析と選挙後の政局展望 泉宏氏による「参院選最終情 7 政治ジャーナリストの 月 6 修会に5名の議員 日に札幌 研修会で 市で 開 催

後となる公算が大きいと話 はいわゆる「黄金の3年」を おり与党圧勝なら岸田政権 見聞きしたことを基に、 されておりました。 手に入れ、 結論として、 治日程の予測をお話され 院選の分析や、 講 演では、 国政選挙は3年 泉 大方の予想ど 選挙後の 氏 が 取 材 政 で

(中野 博司)



令和4年5月~令和4年7月



- 5月 9日 〇議会事務局辞令交付式
 - 21日 〇イオン環境財団との植樹祭
 - 27日 ○上川地方総合開発期成会専門部会及 び定期総会(旭川市)
 - 30日 〇富良野広域連合議会第1回臨時会 (富良野市)
 - 31日 〇釧路市議会行政視察来町
- 6月 9日 ○南富良野町商工会会長他来局 (原油価格・物価高騰並びに新型コロ ナウイルス感染症に対する経済対策 に関する要望)
 - ○フェアフィールド・バイ・マリオット・北海道南 富良野内覧会
 - 10日 〇議会運営委員会
 - 12日 ○南富良野西小学校大運動会
 - 14日 〇上川町村議会議長会臨時総会 (札幌市)

- 14日 ○北海道町村議会議長会定期総会及び 議長・事務局長研修会(札幌市)
- 17日 ○南富良野町議会第2回定例会
- ~24日 ○議会運営委員会
 - ○全員協議会
 - ○総務常任委員会
 - ○議会広報特別委員会
 - 19日 ()第2師団創立72周年及び旭川駐屯地 開設70周年記念行事(旭川市)
 - 23日 〇フェアフィールド・バイ・マリオット・北海道南 富良野オープニングセレモニー
- 7月 3日 〇第51回消防上川地方支部富良野地区 分会消防総合訓練大会
 - 6日 〇北海道町村議会議員研修会 (札幌市)

議会を傍聴してみませんか

町議会は、定例会が年 $4回(3月\cdot 6月\cdot 9月\cdot 12月)$ 開かれ、そのほか臨時会が必要ある時に開かれます。

議会の傍聴は町政の運営状況や議員の活動状況を知るよい機会です。 定例会では議案審議のほかにも、議員が行政に質問をする「一般質問」も行われます。

お気軽にお越しください。皆様の傍聴をお待ちしております。

次の定例会の開催予定は 9月20日(火)~22日(木)です。

会議中継映像をインターネット(ユーチューブ) で動画配信しています。生中継と録画配信をしており、 いつでも視聴できますので、ぜひご覧ください。

※ 録画配信されるまでに時間がかかる場合があります。





定例会等の日程や議会だよりなども町のホームページからご覧いただけます。 http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp